



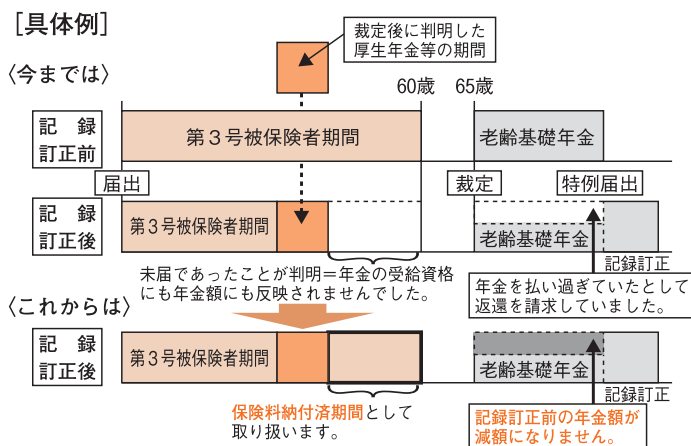
第3号被保険者期間と厚生年金の

加入期間が重複していたら

老齢年金を受け取り始めてから、国民年金第3号被保険者期間と、会社などに勤務していた期間（厚生年金などの加入期間）が重複していたことが判明した場合の取り扱いが変更になりました。

国民年金第3号被保険者とは、会社員や公務員に扶養されている配偶者のことです。これらの人は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届け出を行う必要があります。今までは、この届け出をしていない場合、会社などを退職した後の第3号被保険者期間（未届であったことが判明した期間）は、年金の受給資格にも年金額にも反映されず、「年金を払い過ぎていた」として返還を請求されていました。変更後は、退職後の第3号被保険者期間が引き続き年金額に反映される期間（保険料納付済期間）として取り扱われ、過去の年金額が減額とならなくなりました。

※ 既に年金額を返納された人には、返納された額が改めて支払われず。



該当される人は社会保険事務所に出書などを提出しなければなりません。詳しくは、松山西社会保険事務所へお尋ねください。

松山西社会保険事務所

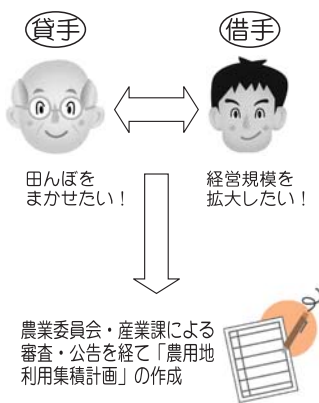
庶務・年金給付課

町民課住民係

☎ 925-5110
☎ 985-4106

安心して農地の貸し借りをしましょう

「後継者がいない」「高齢で農業ができない」といった事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「もっと経営規模を拡大したい」といった人との間で安心して農地の貸し借りをを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。



農業者の皆さん 老後の備えは農業者年金で！

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も
～農業者なら広くご加入いただけます～

農業者年金の試算額

| 加入年齢 | 納付期間 | 試算額 | | |
|------|------|-----|--------|--------|
| | | 性別 | 保険料2万円 | 保険料3万円 |
| 20歳 | 40年 | 男性 | 91万円 | 136万円 |
| | | 女性 | 79万円 | 118万円 |
| 30歳 | 30年 | 男性 | 60万円 | 90万円 |
| | | 女性 | 52万円 | 78万円 |
| 40歳 | 20年 | 男性 | 35万円 | 53万円 |
| | | 女性 | 31万円 | 46万円 |
| 50歳 | 10年 | 男性 | 16万円 | 23万円 |
| | | 女性 | 14万円 | 20万円 |

詳しくはお問い合わせください。

農業委員会 ☎985-4131

松山市農業協同組合

松前支所 ☎984-1024

北伊予支所 ☎984-2171

岡田支所 ☎984-2101

問 農業委員会

☎ 985-4131

※ 詳しくはお問い合わせください。

受付期間 10月1日(木)～20日(火)
執務時間中

- この事業を利用すれば
- 貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる
- 期間満了前に、貸手・借手の双方に通知が来る
- 期間満了後の離作料は不要
- 利用権の再設定により継続して貸し借りができる
- 貸手・借手の双方に大きなメリットがあります。